

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

規 則	告 示	支庁告示	規 則
○北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則..... (農業経済課)	43		
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	43		
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可..... (土地改良指導課)	43		
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の変更の認可 (土地改良指導課)	43		
○土地改良事業の施行の同意..... (土地改良指導課)	44		
○土地改良事業の工事の完了の届出..... (土地改良指導課)	44		
○道営土地改良事業の変更計画の決定..... (土地改良指導課)	44		
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (水産振興課)	44		
○特定調達契約に係る入札の公告..... (漁業指導課)	44		
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定..... (治山課)	45		
○知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課)	45		
○都市計画事業の認可..... (都市環境課)	46		
○都市計画の変更の決定..... (都市計画課)	46		
○特定調達契約に係る落札者等の公示.....	47		
○特定調達契約に係る入札の公告 (2件).....	48		

規 則

北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年6月15日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第108号
北海道農業改良資金等貸付規則の一部を改正する規則
北海道農業改良資金等貸付規則 (平成14年北海道規則第96号)の一部を次のように改正する。
第3条第1項中「第11号に掲げる資金」の次に「(農作業を受託する場合に必要な資金を

除く。)」を加え、同項第11号中「資材費」の次に「(種苗費、肥料代、燃料費等)」を、「資金」の次に「及び農作業を受託する場合に必要な資金 (基幹的農作業を受託する旨の契約を締結し、その受託期間の受託料相当額を貸し付けるものに限る。)」を加える。

第12条及び第22条第1項に次のただし書を加える。

ただし、その期限内に申請できないことについてやむを得ない事情があると知事が認めるときは、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

北海道告示第589号

北海道青少年保護育成条例 (昭和30年北海道条例第17号) 第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成16年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

興行の種別	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の指定の理由範囲
映画	食堂のお姉さん - 淫乱にじみ汁 -	オーピー映画	全部 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため
同	Mrs	レジェンドピクチャーズ	
同	人妻・OL・美少女系 悶絶アパート	新東宝映画	
同	人妻の秘密 覗き覗かれ	オーピー映画	

北海道告示第590号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第1項の規定により、富良野土地改良区が管理する湧水の沢川頭首工に係る管理規程を認可した。

平成16年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

認可した管理規程の概要
湧水の沢川頭首工の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第591号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第57条の2第3項の規定により、富良野土地改良区が管理する北星取水堰に係る管理規程の変更を認可した。

平成16年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道知事 高 橋 はるみ

認可した管理規程の概要

北星取水堰の維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。

北海道告示第592号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第5項において準用する同法第10条第1項の規定により、平成16年6月4日、枝幸町の行う土地改良（山白第8号地区基盤整備促進〔基盤整備〕（農道））事業の施行に同意した。

平成16年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第593号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の2第1項の規定により、次のとおり土地改良事業の工事の完了の届出があった。

平成16年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	完了年月日
美 唄 市	西18線	基盤整備促進〔基盤整備〕（農道）	平成15.10.31
栗 山 町	南学田	同（農道）	同 15. 9.30
栗山土地改良区	南角田	同（農業用排水）	同 15.10.31
いわみざわ農業協同組合	大願東	同（暗きよ）	同 15.11.28
ながぬま農業協同組合	幌内東	同（暗きよ）	同 15.11.10
同	大成	同（暗きよ）	同

北海道告示第594号

道営土地改良（北見中央地区広域営農団地農道整備）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成16年6月16日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第595号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成16年6月15日

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

(1) 名 称 平成16年度日本海ニシン種苗生産委託業務

(2) 数 量 ニシン160万尾

2 随意契約の相手方を決定した日

平成16年4月20日

3 随意契約の相手方の氏名及び住所

(1) 氏 名 社団法人北海道栽培漁業振興公社

(2) 住 所 札幌市中央区北3条西7丁目1番地

4 随意契約に係る契約金額

50,400,000円

5 契約の相手方を決定した手続

随意契約

6 随意契約によった理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道水産林務部水産振興課栽培振興グループ

(2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第596号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月15日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び数量

漁業取締船海王丸上架修理工事 一式

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 履 行 期 日 平成16年9月11日

(4) 履 行 場 所 造船所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する船舶の建造又は

修理の資格を有すること。

- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 総トン数300トン型船舶（鋼船）の修理の能力を持っていること。
- (4) 造船所内に乾ドック又は乾ドックに準ずる設備（特種上架台及び斜路）を有すること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年6月18日から7月2日まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道水産林務部漁業指導課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道本庁舎10階1号会議室
(送付による場合は、郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道水産林務部漁業指導課)
- (2) 入札日時 平成16年7月30日 午後2時（送付による場合は、必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 4に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(1)のア及び3の(1)による。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次による。

- (1) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名称 北海道水産林務部漁業指導課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 28 - 420

- (2) 前金払いは、契約金額の4割に相当する額以内で行う。

10 Summary

- A . Nature and quantity of the services to be procured : Fishery inspection vessel
KAIO-MARU Repair Service 1 set
- B . Bid tendering date and time : 2 : 00 P. M., July 30, 2004
- C . Contact point for notice : Fishing Guidance Division, Department of Fisheries and
Forestry, Hokkaido Government, Nishi 6-Chome, Kita 3-Jo, Chuo-Ku, Sapporo,
Hokkaido 060-8588 Japan
Phone : 011-231-4111 Extension 28-420

北海道告示第597号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成16年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字ベツチャロ3の1・3の5（以上2筆
について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁経済部林務課及び浦幌町役場に備
え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第598号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 標津郡中標津町字俵橋1516の1・1516の3・1517の1
・1517の2（以上4筆について次の図に示す部分に限
る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道根室支庁経済部林務課及び中標津町役場に

備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第599号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成16年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 施行者の名称 函館市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 函館圏都市計画道路事業（3・4・104号本通中央通及び3・3・20号放射2号線）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成23年3月31日まで
- (4) 事業地 函館市富岡町2丁目及び富岡町3丁目地内
- 2(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・3・9号花咲通）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成23年3月31日まで
- (4) 事業地 旭川市新富3条1丁目、東7条10丁目、東8条9丁目、大雪通6丁目及び大雪通7丁目地内
- 3(1) 施行者の名称 旭川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 旭川圏都市計画道路事業（3・4・30号近文東鷹栖線）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地 旭川市春光5区4条1丁目、春光5区5条1丁目、春光5区4条2丁目及び春光5区5条2丁目地内
- 4(1) 施行者の名称 帯広市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・3・46号弥生新道）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成21年3月31日まで
- (4) 事業地

収用の部分 帯広市西18条南39丁目、西18条南40丁目、西18条南41丁目、南の森東2丁目及び稲田町西2線地内

- 5(1) 施行者の名称 幕別町
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 帯広圏都市計画道路事業（3・4・229号北栄大通、3・4・205号札内西大通及び3・4・230号北栄西通）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地 北海道中川郡幕別町札内西町、札内桜町及び札内堤町地内
- 6(1) 施行者の名称 苫小牧市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 苫小牧圏都市計画道路事業（3・4・71号拓勇二条通）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成20年3月31日まで
- (4) 事業地 苫小牧市明野元町2丁目及び字沼ノ端地内
- 7(1) 施行者の名称 深川市
- (2) 都市計画事業の種類及び名称 深川都市計画道路事業（3・4・11号山一線及び3・4・7号深川6丁目線）
- (3) 事業施行期間 平成16年6月15日から平成22年3月31日まで
- (4) 事業地 深川市新光町1丁目、新光町2丁目、北光町1丁目及び北光町2丁目地内

北海道告示第600号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部都市計画課に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成16年6月15日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 名寄都市計画道路に係る事項
 - (1) 都市計画の種類 道路
 - (2) 都市計画を定める土地の区域
- 種 別 名 称 起 点 終 点 主 な 経 過 地

幹線街路	3・2・1号	中央通	名寄市字旭東	名寄市西8条南1丁目	名寄市大通南1丁目	
幹線街路	3・3・3号	共栄通	名寄市字徳田	名寄市字大橋	名寄市西4条南6丁目	
幹線街路	3・3・4号	緑丘通	名寄市大通北5丁目	名寄市字緑丘	名寄市字旭東	
幹線街路	3・4・5号	駅前通	名寄市大通南7丁目	名寄市西4条南7丁目	名寄市西2条南7丁目	
幹線街路	3・4・6号	大橋通	名寄市大通北5丁目	名寄市栄町	名寄市西4条北4丁目	
幹線街路	3・4・7号	神社通	名寄市東3条南1丁目	名寄市東3条南9丁目	名寄市東3条南4丁目	
幹線街路	3・4・8号	公園通	名寄市字緑ヶ丘	名寄市字豊栄	名寄市大通南9丁目	
幹線街路	3・3・9号	昭和通	名寄市字豊栄	名寄市東3条北5丁目	名寄市西10条南1丁目	
幹線街路	3・4・11号	青葉通	名寄市西2条南9丁目	名寄市西2条北4丁目	名寄市西2条南6丁目	
幹線街路	3・4・12号	起点通	名寄市大通南3丁目	名寄市西4条南3丁目	名寄市西2条南3丁目	
幹線街路	3・4・13号	ハルニレ通	名寄市栄町	名寄市字豊栄	名寄市字豊栄	
幹線街路	3・4・14号	錦通	名寄市西4条南4丁目	名寄市字豊栄	名寄市西9条南4丁目	
幹線街路	3・4・15号	徳田通	名寄市字徳田	名寄市字緑丘	名寄市字徳田	
幹線街路	3・4・16号	豊栄通	名寄市字大橋	名寄市字豊栄	名寄市栄町	
幹線街路	3・4・17号	リンゼイ通	名寄市字豊栄	名寄市栄町	名寄市栄町	
幹線街路	3・4・18号	楓通	名寄市字徳田	名寄市字徳田	名寄市字徳田	
幹線街路	3・3・19号	鈴石通	名寄市字徳田	名寄市字徳田	名寄市字徳田	

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

2 八雲都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・2・1号内浦通	八雲町内浦町	八雲町花浦	八雲町豊河町
幹線街路	3・4・2号出雲通	八雲町東雲町	八雲町栄町	八雲町出雲町
幹線街路	3・4・3号住初通	八雲町住初町	八雲町栄町	八雲町栄町
幹線街路	3・4・4号富士見通	八雲町本町	八雲町内浦町	八雲町富士見町
幹線街路	3・4・5号宮園通	八雲町内浦町	八雲町宮園町	八雲町本町
幹線街路	3・4・6号末広通	八雲町本町	八雲町出雲町	八雲町末広町
幹線街路	3・4・7号本町大通	八雲町内浦町	八雲町花浦	八雲町本町
幹線街路	3・4・8号八雲・熊石通	八雲町立岩	八雲町立岩	八雲町立岩
幹線街路	3・4・9号豊河通	八雲町内浦町	八雲町内浦町	八雲町内浦町

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 雄武都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
(2) 都市計画を定める土地の区域

種別	名称	起点	終点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号山手通	雄武町字雄武	雄武町字雄武	雄武町字雄武
幹線街路	3・3・2号臨港線	雄武町字雄武	雄武町字雄武	雄武町字雄武
幹線街路	3・5・3号大通	雄武町字雄武	雄武町字雄武	雄武町字雄武
幹線街路	3・4・4号汐見線	雄武町字雄武	雄武町字雄武	雄武町字雄武
幹線街路	3・4・5号豊明線	雄武町字雄武	雄武町字雄武	雄武町字雄武

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

支 庁 告 示

北海道後志支庁告示第7号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成16年6月15日

北海道後志支庁長 片平美智子

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1)ア	飼料用カッター	1台
イ	農耕用ホイールトラクター	1台
ウ	ロールグラブ	1台
(2)ア	送風定温恒温器(540L以上)	1台
イ	送風定温恒温器(300L以上)	1台
ウ	土壌粉碎調整機	2台
エ	サイレントコンプレッサー	1台
オ	C E C自動抽出装置	2台
カ	自動前処理装置	1台
キ	恒温水槽	1台
ク	オートクレーブ	1台
ケ	分析値集積蓄積パソコン	1式
コ	耐震ステンレス薬品庫	1台

2 落札を決定した日

平成16年5月26日

3 落札者の氏名及び住所

(1)ア	氏名	ホクトヤンマー株式会社
イ	住所	江別市工栄町10番地6
(2)ア	氏名	株式会社 北海ケミカル
イ	住所	札幌市厚別区厚別南4丁目2番30号

4 落札金額

- (1) 8,085,000円
 (2) 29,032,500円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成16年4月6日付け北海道後志支庁告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道後志支庁総務部会計課
 (2) 所在地 北海道虻田郡倶知安町北1条東2丁目

北海道上川支庁告示第5001号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月15日

北海道上川支庁長 青 木 次 郎

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

除雪トラック（10t級、6×6、S・G・2W付1台、10t級、6×6、S・G・1W付1台）
 2台

交換契約により除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W付1台、10t級、6×6、S・G・1W付1台）を契約の相手方に供し、除雪トラック2台（10t級、6×6、S・G・2W付1台、10t級、6×6、S・G・1W付1台）を当該契約の相手方から調達する。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納 入 期 日 平成16年11月26日

(4) 納 入 場 所 北海道旭川市東3条5丁目

北海道旭川土木現業所事業第一課

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。
 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 (3) 当該物品調達又はこれと同等の類似品等に係る相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

(4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成16年6月15日（火）から7月15日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道上川合同庁舎
 3階会議入札室（送付による場合は、郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課）

(2) 入 札 日 時 平成16年7月26日（月）午後1時30分（送付による場合は、必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 北海道旭川市永山6条19丁目1番1号
 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のA及び3の(1)による。

9 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(6)、(7)、(8)、(9)、(11)、(12)及び(13)によるほか、次

による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道旭川土木現業所企画総務部総務課
(2) 所 在 地 郵便番号 079 - 8613 北海道旭川市永山 6 条 19 丁目 1 番 1 号
電話番号 0166 - 46 - 5111 内線 4114

10 Summary

A . Nature and quantity of the products to be Procured :

Snow Removing Truck (10 tons class, 6 wheels-drive. Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and two-way side-plow : 1 Attaching one-way snow plow, snow scraper blade and one-way side-plow : 1) Quantity 2

B . Bid tendering date and time : 1 : 30 P. M., July 26 2004

C . Contact point of notice : General Affairs Division, Planning and General Affairs

Department, Asahikawa District Public Works Management Office, 6-19-1-1 Nagayama Asahikawa-City Hokkaido, 079-8613 Japan
Phone : 0166-46-5111 Extension 4114

北海道十勝支庁告示第 5 号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年6月15日

北海道十勝支庁長 近藤光雄

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア ホイールローダ 1.3m³ 5 台

イ マニアスプレッダ 4 台

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。

(3) 納入期日 平成16年9月30日

(4) 納入場所 北海道十勝支庁長が別途指示する場所

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 平成15年北海道告示第17号又は平成16年北海道告示第5号に規定する物品の購入の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

3 契約条項を示す場所

北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎3階講堂（送付による場合は、郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課）

(2) 入札日時 平成16年7月30日（金）午前11時
（送付による場合は、平成16年7月29日（木）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(2)及び(3)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 北海道帯広市東3条南3丁目 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

8 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)、(8)、(11)、(12及び(13)によるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道十勝支庁総務部会計課

(2) 所 在 地 郵便番号 080 - 8588 北海道帯広市東3条南3丁目
電話番号 0155 - 27 - 8508（直通）

9 Summary

A . Nature and quantity of the products to be procured :

a . Wheel Loder 1.3m³ 5

b . Manure Spreader 4

B . Bid tendering date and time : 11 : 00 A. M., July 30, 2004

(If mailed, bids must arrive no later than July 29)

C . Contact : Accounting Division, General Affairs Department, Tokachi Subprefectural Office, Hokkaido Government, Minami 3, Higasi 3, Obihiro, Hokkaido, 080-8588 Japan
Phone : 0155-27-8508

